

## 敷地内距離

### 1 敷地内距離（保安距離）の特例の解説

#### （１） 不燃材料で造った防火上有効な塀を設けること。

##### ア 不燃材料

不燃材料とは、コンクリート、石綿スレート等であり別記 4 を参照すること。

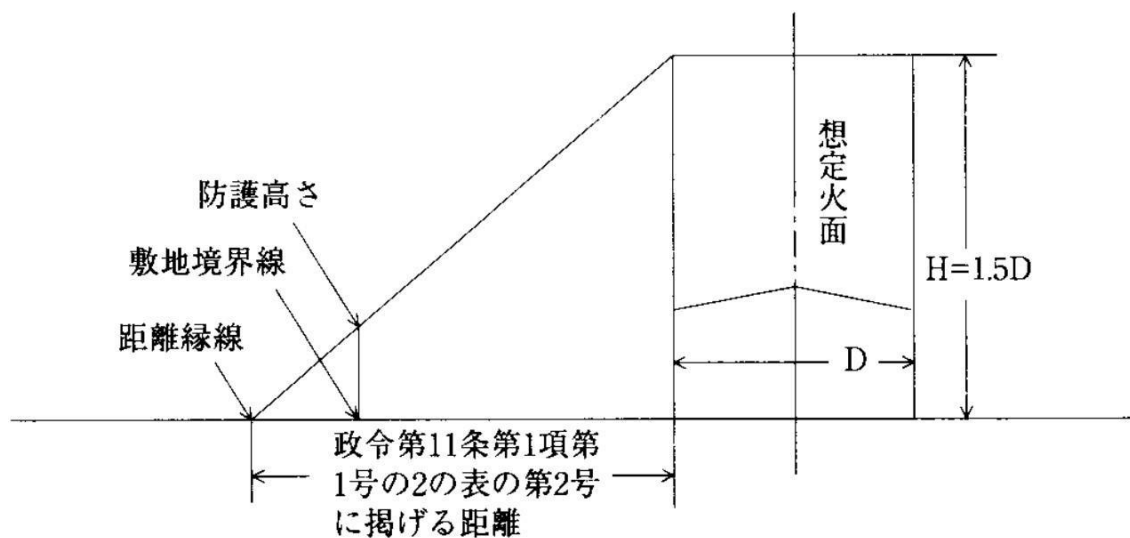
##### イ 塀の位置

塀の位置は、原則として危政令第 11 条第 1 項第 1 号の 2 のただし書の規定の適用を受けようとする屋外タンク貯蔵所の存する敷地の境界線に設けること。

##### ウ 防護箇所及び防護高さ

防護箇所（範囲）及び防護高さについては、下図の範囲のとおりとする。

防護高さ



なお、詳細にあつては、「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について（昭和 55 年 7 月 1 日消防危第 80 号通知）を参照すること。

#### （２） 地形上火災が発生した場合においても、延焼のおそれが少ないこと。

ア 地形上火災が発生した場合においても延焼が少ないものとしては、屋外タンク貯蔵所の存する敷地に接して次のいずれかのものが存在する場合等である。

- (ア) 海、湖沼、河川又は水路
- (イ) 工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋め立て中の土地
- イ 何らかの措置を講じなくても市町村長等が定めた距離とすることができる。
- (3) 防火上有効な水幕設備を設けること。
  - ア 水幕設備の位置  
水幕設備の位置は、原則として危政令第 11 条第 1 項第 1 号の 2 のただし書の規定の適用を受けようとする屋外タンク貯蔵所の存する敷地の境界線に設けること。
  - イ 防護箇所及び防護高さ  
水幕設備の防護箇所及び防護高さは、(1) ウに示す図以上の高さとし、当該水幕の厚さは、水幕の水滴の落下速度、水幕のヘッドから放射される水幕の大きさ及び形状、ヘッドの取付間隔及び傾き角度並びにヘッドの放射圧力及び放射量等については、「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」(昭和 55 年 7 月 1 日消防危第 80 号) についてを参照すること。
- (4) 敷地境界線の外側に、告示で定める施設が存在すること。
  - ア 敷地外縁に告示で定める施設として、告示第 4 条の 2 の 2 第 3 号に該当する道路には、当該屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、該当しない。

(昭和 51 年 7 月 8 日消防危第 22 号)

- イ 何らかの措置を講じなくても市町村長等が定めた距離とすることができる。

(\*)